

広島市長 秋葉忠利 殿

## 2009年度広島市予算編成にあたっての要望書

2008年10月1日

### 日本共産党広島市会議員団

団 長	中 森 辰 一
幹 事 長	中 原 洋 美
副幹事長	村 上 厚 子
	皆 川 恵 史
	藤 井 敏 子



## はじめに

安倍内閣、福田内閣と「政権投げ出し」が相次いだことは、小泉「構造改革」が破綻したことを示しています。「改革なくして成長なし」という骨太方針のもとで、「成長」したのは大企業だけであり、国民は「雇用の破壊」「社会保障の切り捨て」で耐えがたい痛みを押し付けられてきました。

とりわけ、非正規・派遣労働をあらゆる職種に拡大した労働法制の改悪により、若者を中心にワーキングプアや失業者が急増し、貧困と格差は深刻さを増しています。広島市内の生活保護者の増大を見ても、いかに市民のくらしと人間の生存権が脅かされているかがうかがえます。

今、投機マネーの暴走によって世界市場は大混乱し、人類の生存が土台から叩き壊されつつあります。わが国でも、原油・穀物価格の高騰が、食料品やガソリンなど多岐にわたって深刻な値上げを引き起こし、漁民・農民をはじめ、あらゆる中小業者を廃業の危機に追い込み、家計を窮地に追い込んでいます。この事態は、単に景気が悪いと言う話ではなく、国民にはまったく責任のない投機マネーによって不当に押し付けられた危機です。

こうした個人の努力を超えた問題は政治の責任で解決すべきであり、いまこそ市民のくらしを守る自治体の役割を発揮するときです。

昨年、市は今後の4年間の「中期財政収支見通し」を発表し、この2月に「今後の財政運営方針」を発表されました。今後の名目成長率がゼロの場合、4年間で695億円の財源不足が生じるとし、それを解消するために歳入を増やし、歳出を抑えるとしています。しかし、これ以上、市民生活に負担を押し付ける財政運営はおこなうべきではありません。

貧困と格差が耐えがたいまでに拡大し、深刻な生活不安と危機に多くの国民が見舞われるなか、地方自治体として、くらしを応援し家計を暖める方向に大きく財政支出の軸足を移していくことを求める立場から、以下83項目について要望いたします。

## 《総務関係》

1. 大企業の法人市民税は、法人税割だけでなく均等割にも超過課税を実施すること。
2. 所得税・住民税の「障害者控除」制度の対象となる人が多いにもかかわらず申請件数が少ない原因を調べ、制度の趣旨が生かされるようにすること。
3. 「公契約制度」をつくり、市の発注するすべての公共事業、業務委託事業および指定管理者制度などにおいて労働者の正当な賃金が保障され、権利が守られるようにすること。
4. 指定管理者制度において、現在「公募」となっている施設については大幅に選定基準を見直し、可能な限り「非公募」とすること。
5. 「恒常的な仕事」をおこなっている嘱託職員の待遇を抜本的に見直すこと。臨時職員についても賃金水準を引き上げること。
6. 小規模修繕契約希望者登録制度をもっと積極的に活用するよう、関係部局、外部団体、指定管理者に周知徹底し普及に努めるとともに、対象金額を引き上げること。
7. 低賃金で働く青年の切実な要求となっている「住宅家賃補助制度」をつくること。特に「ネットカフェ難民」といわれる若者や低所得者の自立を支援するため、アパートの敷金や生活資金の無利子融資などの支援制度をつくること。
8. 岩国基地増強に対する反対運動に市としても力を入れ、周辺自治体との連携を強めること。
9. 自衛隊員募集のために防衛省がおこなっている「住民票の閲覧」要求には協力しないこと。学校現場での自衛隊員募集に関わる事務には一切協力しないこと。

## 《消防上下水道関係》

1. 水道・下水道料金の値上げをしないこと。
2. 大雨時に対応できずに浸水する危険のある老朽ポンプ場の改築を急ぐこと。
3. 太田川の源流域である細見谷での林道建設について、市として国に事業中止を強く求めること。
4. 国が示す消防の広域化については、そのメリット・デメリットを検証して慎重に対応すること。
5. 消防法に定められた定期査察を 100%実施すること。
6. 下水汚泥燃料化事業については、石炭に替わる燃料の流通ルートを確保し、プラントの建設費や維持費が下水道料金の値上げにつながらないようにすること。
7. 包括的民間委託については、外資企業ではなく国内の企業へと切り替えること。
8. 技術の継承や危機管理体制を確保するため、これ以上の人員削減はやめること。

## 《文教関係》

1. 思春期と進学問題を抱える中学2年生、3年生にも35人学級を拡大すること。
2. 「子どもの権利条約」を市民に深く浸透させるための取り組みをすること。
3. 「ひろしま型カリキュラム」は子どもと教師に新たな負担と競争を強いるものである。応用力を高めるためにも、既存の教科の中で基礎・基本の学力が定着するよう丁寧な指導をすること。
4. ひろしまの子どもたちが「核兵器廃絶・恒久平和」のヒロシマの理念を語れるようになるためにも、平和・文化学習をしっかりとこなえる予算を配分すること。
5. 就学援助制度は現行の所得要件を緩和し、経済格差の解消と子どもの学ぶ権利を保障すること。
6. 学校のランク付けと管理教育につながる、意味のない「全国いっせい学力テスト」は実施しないこと。
7. 人気校・不人気校の固定化が著しい「学校選択制」を中止すること。また、小学校に導入しないこと。
8. 学期制の選択は「届け出制」の趣旨を生かし、各校の裁量権を尊重すること。
9. 教室の温度が30℃を超えるなかでの授業が増え、「暑すぎて授業にならない」事態が起きている。教室にクーラーを設置するよう計画をつくり、学ぶ環境を整備すること。とりわけ、特別支援学級には早急にクーラーを整備すること。
10. 特別支援学校の建て替えは保護者、関係者の意見をよく聞き、学びやすい環境の整備に努めること。建て替えの際には、「障害児のいきいき活動事業」の利用定員数を希望に沿って増員できるようにすること。

11. 障害のある子が安心して教育を受けられるよう医療的ケアを充実すること。
12. 特別支援アシスタントの更なる増員を図ること。
13. 留守家庭子ども会については、国の指針に沿って一人当たりの面積を増やし、希望者全員が入れるようにすること。
14. 児童館は今後も引き続き、市が直営で管理運営すること。
15. 公立中学校のデリバリー給食を自校調理方式に移行することを検討すること。
16. 栄養士の全校配置を目指し、食教育をもっと充実すること。
17. 給食に使用している米の補助率を 100%に引き上げ、原油の高騰を理由にした学校給食費の値上げをしないこと。
18. 輸入小麦には残留農薬が必ずある。学校給食においては米粉パンや米粉めんなどを導入し、小麦から米への切り替えを進めること。また輸入食品は一切使わず、地場産または国内産の食材を使うこと。
19. 子どもたちの成長と発達にかかわる教職員は、すべて身分が保障された正規任用とすること。
20. いじめや不登校などの問題解決のためにも、スクールカウンセラーを小学校も含めて全校に配置すること。
21. 経済的理由で学業をあきらめる学生を出さないためにも、市立高校・大学の授業料減免を拡充すること。東京大学では親の年収が400万円以下の場合、全員が免除対象となっている。また、市独自の奨学金制度をつくること。
22. 幼稚園・小学校・中学校の耐震診断、耐震改修に対する国の補助が大幅に引き上げられたことに伴い、市としてもこれらの施策を早急に進めること。

## 《経済環境関係》

1. 地球温暖化対策では、市の「カーボンマイナス70」の目標を達成するためにも、削減計画の策定が義務付けられている事業者に対し、目標達成に見合う削減目標の設定を義務付けること。
2. 大型店の出店から「地元商店街の営業」と「地域社会の環境」を守るため、出店を許可制にするなどの大店立地法の抜本改正を国に求め、併せて市独自の出店規制条例を早急につくること。
3. 異常な原油価格の高騰が市民生活を直撃している。全国では中小業者や漁民・農民が燃料高騰で廃業に追い込まれることがないようにと直接支援や緊急融資を実施し、生活保護世帯の1.5倍の低所得者に緊急貸付事業を開始するなど、市民生活を守る取り組みが始まっている。広島市でも早急に危機的な経営に追い込まれている中小零細企業の実態を把握し、必要な直接支援策や低金利での緊急融資制度を設けること。
4. 中小零細建設業者の仕事おこしと住宅の耐震化促進のため、耐震改修補助制度の対象を拡げて「住宅リフォーム補助制度」にすること。
5. 市内の食料自給率を現在の3%台から少なくとも2ケタ台にするために、農業でも生活していけるよう価格保障・所得補償制度をつくること。また、市民のコメ消費量を増やすための啓発をすること。
6. 家庭ごみの有料化はしないこと。
7. 生ごみ・紙ごみの資源化を徹底して可燃ごみを減らすこと。「脱焼却、脱埋め立て」を計画的に目指すこと。
8. 豊かな広島湾に蘇らせるためにも、水量を増やして太田川を再生すること。



## 《厚生関係》

### 子育て支援

1. 広島市の保育水準を支えている公立保育所の民間移管方針を白紙撤回すること。
2. 私立保育所の労働条件を公立に近づけるため、他都市並みに市独自の保育財源を増やすこと。
3. 園児が一日の大半を過ごす公私の保育所の耐震化を、小・中・高校と同じように計画し推進すること。
4. 認可園に入れず、やむを得ず認可外保育所に入所している児童を「待機児童」と認め、保育料の軽減措置を講じること。
5. 要望が強く緊急性のある安佐地域への小児夜間救急医療施設の開設を急ぐこと。
6. 乳幼児医療費補助制度について、県が補助金カットを撤回するまで強い態度で対応し、必要なら財政的な対抗措置もとること。市として、初診料500円の自己負担の廃止や、当面、小学6年生まで対象年齢を拡大することなどに取り組むこと。そのためにも、国が就学前までの補助制度をつくるよう、他の自治体とも共同して強く要請すること。

### 障害児・者

1. 保育所に通うすべての障害児に、「障害の程度」を問わず8時間対応の正規職員を加配すること。
2. 広島市発達障害者支援センターに専任の小児精神科医を配置すること。
3. 市の補装具購入への負担軽減措置の所得基準を更に見直すこと。
4. 障害者施設の職員が希望と意欲をもって働き続けられるよう財政的な支援をすること。

## 介護保険・高齢者

1. 市独自に低所得者の介護保険利用者負担を軽減すること。
2. 機械的運用を戒める国の通達に基づき、家族と同居していても家族介護が困難と認められる場合には家事サービスが受けられるようにすること。
3. 配食サービスの利用者負担を従来の1食400円に戻し、土・日も含めて毎日実施すること。また、市は発注者の責任として、食材の安全について定期的に点検すること。
4. 介護保険、障害者施策の実施主体は自治体であり、自治体にはこれらの業務に従事する人材を十分に確保する責任がある。ほとんどが民間事業所で行われており、国の「人材確保指針」が適切に実施されるよう、その労働条件の抜本的な改善について、財政的な支援を伴う強い指導を行うこと。また、国に対して労働条件を十分に改善できる程度に制度の見直しを行うこと、その際は利用者負担が増えないような見直しとすることを強く要請すること。
5. 待機者の増加に対応するため、特養ホームの建設計画を前倒しで策定し、早急に増設すること。

## 国民健康保険

1. 所得の実態に見合った保険料となるよう財源を補てんすること。
2. 医療費の一部負担金減免制度は、現行どおり運用していくこと。
3. 生活保護基準1.3倍以下の低所得者を対象に、以前の減免基準に準じた「新たな保険料減免制度」をつくること。

## 後期高齢者医療制度

1. 保険料が現状の国保料水準を上回ることはないよう、市独自の軽減措置を講じること。
2. 滞納を理由とした機械的な資格証明書の発行をしないこと。行政の責任で滞納者の所得と生活状況を把握すること。

## 生活保護

1. すべての市民に生活保護の申請権があることを明示し、申請書を福祉事務所の相談室に置くこと。
2. 県の「緊急生活安定資金貸付制度」のように、生活一時資金貸付も生活保護世帯が貸し付けを受けられるよう改善すること。
3. 路上生活者の社会復帰を進めるため、自立支援ホーム事業の実施に努力すること。

## 被爆者

1. 黒い雨の被爆地域拡大は、第1種特例区域の指定が被害者たちの目標である。今年実施している調査により第2種の申請を行うことで終わりとせず、被爆者の高齢化の進行を考慮し早急に再度の悉皆調査を実施し、第1種の申請まで進むこと。その際、内部被爆や放射性降下物などの皮膚への付着により強い被害をうけるとの最新の研究成果も踏まえること。
2. 3号被爆の認定基準として、「1日に10人以上を看護」とする科学的根拠を示すこと。他の自治体の基準とも整合しない広島市の基準について、その科学的根拠を示せなければ抜本的に見直すこと。

## 《建設関係》

1. 市営住宅の段差解消や流し台、畳などの修繕予算を抜本的に増やし、入居者が快適で安全な生活を送れるようにすること。
2. 階段室型市営住宅にエレベーターを設置するとともに、高齢者世帯の1階への住み替えを促進するため、同一団地内という制限の範囲を広げ、団地が小さい場合は近接の団地も対象に加えること。また、年金のみに頼る世帯が多いことを踏まえ、転室の条件を緩和し、経済的負担を軽減すること。
3. 応募倍率の上昇に応じた市営住宅の増設を計画的に進めること。また、国が自治体に譲渡を打診している公団住宅、雇用促進住宅を積極的に譲り受け、市営住宅として活用すること。
4. 50歳未満の単身者、とりわけ若者が市営住宅に入居できる手だてを講ずること。
5. 市街地開発にあたっては、被爆建物（広大理学部、Bブロックの谷口株式会社、東大橋の三戸商店倉庫など）の保存をするために関係所管と連携、調整すること。
6. 広島駅周辺の再開発事業は、将来の社会経済状況の変化によって自治体の財政負担が増大し将来世代にしわ寄せがいかないよう歯止めをかけること。
7. 高齢者や障害者が買い物や通院に使える巡回バスなど、地域交通の確保に行政が責任をもって取り組むこと。
8. 高速5号線建設は住民の安全確保を目的とした調査・検討をおこない、委員会は「公開・公表」とすること。
9. 地形図だけで作成している現行のハザードマップについては、実地調査をおこない、実態に基づいた土砂災害危険区域に見直すこと。
10. 区役所の土木予算を増やし、側溝の蓋かけ・街路灯の設置・歩道の整備など、住民の

身近な要望に応えること。

11. 平和公園内は車両の乗り入れを禁止にすること。

以上